

岐阜県公報

第 百 六 十 六 号
令 和 三 年 一 月 五 日
(火曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

(治 山 課)

(岐阜農林事務所)

一

三

告 示

岐阜県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字佐野字犬野二五〇、字南山七九七、八〇〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字犬野二五〇、字南山七九七（次の図に示す部分に限る。）、八〇〇

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字奥字境洞五三九の一、五四〇、五四一、五四二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市阿木字登洞四七五二、四七五四の一、四七五四の二、四七五五、四七五六、四七七〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字登洞四七五二・四七五四の一・四七五四の二・四七五五・四七五六・四七七〇の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市大字長滝字深山三三五の二の一、三三五の二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市中洞字畑ヶ洞七三七の一、七三八から七四一まで、七四二の一、七四三、七四四の一、七四四の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 地		理事	兒 玉 勉	瑞穂市宮田 六四八番地
改良区			北 村 俊 夫	瑞穂市大月 三九八番地
土 地			高 田 正 美	瑞穂市呂久 九一八番地
改良区			馬 淵 正 直	瑞穂市中宮 四八六番地
土 地			松 尾 治 幸	瑞穂市古橋 一〇五四番地
改良区			加 藤 茂 泰	瑞穂市横屋 一八七番地
土 地			岩 田 政 男	瑞穂市宝江 三六三番地
改良区			土 屋 勝 義	瑞穂市十九条 八六〇番地
土 地			鹿 野 正 人	瑞穂市牛牧 一六八一番地
改良区			堀 幸 廣	安八郡安八町西結 五四六番地
土 地		監事	石 谷 幸 裕	瑞穂市呂久 一〇〇五番地
改良区			武 藤 勝	瑞穂市古橋 九四〇番地
土 地			森 睦	瑞穂市牛牧 一一四番地
改良区			高 田 孝 夫	安八郡安八町西結 四九八番地

令和三年一月五日

就任した役員

土地改良区
 菱野川土
 地改良区
 令和
 三・三・六

就任した役員	役名	氏名	住 所
理事	児玉 勉	瑞穂市宮田	六四八番地
同	北村 俊夫	瑞穂市大月	三九八番地
同	高田 幹雄	瑞穂市呂久	九九九番地
同	馬淵 正直	瑞穂市中宮	四八六番地
同	松尾 治幸	瑞穂市古橋	一〇五四番地一
同	岩田 重雄	瑞穂市横屋	五二二番地
同	岩田 政男	瑞穂市宝江	三六三番地
同	土屋 和利	瑞穂市十九条	七六〇番地一
同	森 睦	瑞穂市牛牧	一一四番地
同	高田 孝夫	安八郡安八町西結	四九八番地
監事	石谷 幸裕	瑞穂市呂久	一〇〇五番地
同	武藤 勝	瑞穂市古橋	九四〇番地
同	青木 利之	瑞穂市牛牧	二九三番地
同	堀 幸廣	安八郡安八町西結	五四六番地

令和三年一月五日発行

発行者
瑞穂市

岐阜市
瑞穂市
瑞穂市
瑞穂市
瑞穂市

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社